

三鷹市成年後見人等報酬等支払費用助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により、三鷹市長（以下「市長」という。）が、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求（以下「審判請求」という。）を行い、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）が選任された場合等の成年後見人等への報酬等の支払に要する費用（以下「報酬等支払費用」という。）の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象者（以下「助成対象者」という。）は、市長又は本人、配偶者若しくは4親等内の親族の審判請求により、家庭裁判所において成年後見人等が選任された成年被後見人、被保佐人又は被補助人（当該成年後見人等が欠け、又は辞任したことにより、新たに成年後見人等選任された者を含む。以下「成年被後見人等」という。）であつて、第1号の住所要件のいずれかに該当し、かつ、第2号の経済的要件のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(1) 住所要件

ア 三鷹市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者。ただし、三鷹市内の施設等への入所、入居等に伴い三鷹市に転入した者のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）の保険者、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の保険者、生活保護法（昭和25年法律144号）による保護の実施機関、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支給給付の実施機関及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による給付の決定機関（以下これらを「保険者等」という。）のいずれかが三鷹市以外の市区町村となっている者を除く。

イ 三鷹市の住民基本台帳に記録されていない者のうち、三鷹市外の施設等への入所、入居等に伴う三鷹市からの転出により、保険者等のいずれかが三鷹市となっている者

(2) 経済的要件

ア 生活保護を受けている者又はそれに準ずる者

イ その他報酬等支払費用を負担することが困難であると市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、成年被後見人等が他の市区町村で報酬等支払費用の助成対象である場合は、この要綱に基づく助成対象者としなない。

3 第1項に規定する助成対象者が死亡した場合は、同項の規定にかかわらず、当該対象者に係る成年後見人等を助成対象者とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の交付額は次に掲げる額とする。

(1) 成年後見人等への報酬支払に要する費用に対する助成 家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条に規定する家庭裁判所の報酬の付与の審判(以下「報酬付与審判」という。)において決定された額を基準に市長が予算の範囲内で決定する額。ただし、月額20,000円を限度とし、1月に満たない月の助成金の額は、1月を30日とした日割計算とする。

(2) 新たな成年後見人等を選任する場合の当該選任等に要する費用(以下「選任等費用」という。)に対する助成 当該選任等費用に相当する額で、予算の範囲内で市長が定める額。ただし、助成対象者が選任等費用を負担する必要がある場合に限る。

2 前項第1号ただし書の規定にかかわらず、助成対象者の成年後見人等が三鷹市市民後見人養成事業実施要領(平成22年8月6日付け22三健高第649号)に規定する市民後見人である場合は、月額5,000円を限度とし、1月に満たない月の助成金の額は、1月を30日とした日割計算とする。

3 前2項の規定により算出した交付額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)のうち、前条第1項第1号に規定する助成を受けようとする者は、三鷹市成年後見人等報酬等支払費用助成申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 登記事項証明書謄本の写し

(2) 報酬付与審判書の写し

(3) 成年被後見人等の属する世帯の所得の状況及び必要経費を明らかにする書類並びに財産目録等

(4) 成年後見等事務報告書の写し

(5) 代理権付与の審判決定書の写し(保佐人又は補助人が申請を行う場合に限る。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者のうち、前条第1項第2号に規定する助成を受けようとする者は、三鷹市成年後見人等報酬等支払費用助成申請書に、次に掲げる書類を添えて

市長に申請しなければならない。

- (1) 登記事項証明書謄本の写し
- (2) 家庭裁判所からの審判書の写し
- (3) 選任等費用の内訳を明らかにする書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項の申請は同時に行うことができる。

4 成年後見人等は、申請者を代理して第1項及び第2項に規定する申請を行うことができる。

(助成の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し助成の決定をしたときは、申請者に対して三鷹市成年後見人等報酬等支払費用助成決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。助成しないことに決定したときも理由を付して、その旨通知するものとする。

2 前項の助成の決定に通常要すべき標準的な期間は、14日とする。

(助成金の請求)

第6条 前条の規定により助成の決定を受けた者(以下「受給者」という。)が助成金の交付を受けようとするときは、三鷹市成年後見人等報酬等支払費用助成金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 成年後見人等は、受給者を代理して前項に規定する請求を行うことができる。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により助成金の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成の対象期間)

第8条 第3条第1項第1号に規定する助成の対象期間は、報酬付与審判によって定められた期間のうち、終了月を含めて概ね12月の範囲で市長が定める範囲とする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 受給者に財産があることが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、三鷹市成年後見人等報酬等支払費用助成決定取消通知書(様式第4号)により、その者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 市長は、受給者が死亡した場合において当該受給者に相続財産があることが判明したときは、当該受給者の相続人に対し、当該助成を受けた額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月21日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年3月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

様式(省略)